



2-2.交通機関 の施設

1 基本的な考え方

高齢者、障がい者等、すべての人の日常生活における自立や社会参加を進めるため、誰もが安全かつ円滑に鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関の施設が利用できるよう、以下の視点で移動可能な環境づくりを図ることが重要です。

①バリアのないルートの確保

可能な限り最短距離で、高低差が少なく、見通しがききわかりやすいルートと空間の連続的な確保

②わかりやすいルートの確保

空間構成、様々な表示・音サインに加え、人的対応などによる適切な誘導

③安全で使いやすい施設・設備

必要な施設・設備(券売機・乗車券等販売所、改札口・案内所、便所等)にアクセスしやすく、安全で使いやすい整備

④情報収集手段の提供

①～③の施設・設備について、アクセシビリティを確保したウェブサイト等により、障がい者等が利用できる情報収集手段を提供

2 バリアフリー化推進の方向性 (福岡市バリアフリー基本計画)

(1) 新設や改修を行う場合は、引き続き条例等の整備基準に適合させることによりバリアフリー化を推進していきます。

(2) 国の基本方針を踏まえ、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である旅客施設及び重点整備地区内の2,000人以上3,000人未満の旅客施設においては、国の基本方針に掲げられた次の項目に取り組みます。また、今後、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上になった旅客施設については、随時優先的にバリアフリー化に取り組みます。さらに、これ以外の旅客施設についても、地域の実情に鑑みて、利用者数のみならず、高齢者、障がい者等の利用実態を踏まえて、可能な限りバリアフリー化を推進していきます。なお、鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の整備については、国の基本方針を踏まえて、鉄道駅の構造や利用実態等を勘案し、可能な限り取り組みます。

①段差の解消(例:エレベーター又はスロープの設置等)

②転落防止設備の整備〔※対象は鉄道駅のみ〕

(例:内方線付点状ブロック又はホームドアの設置等)

③視覚障がい者誘導用ブロックの整備

④案内設備の設置(例:運行情報提供設備の設置等)

⑤便所がある場合には、障がい者対応型便所の設置

(3) 福岡市有の旅客船ターミナルについては、1日当たりの平均的な利用者数は2,000人未満ですが、福岡市の重要な海上交通機関であることから、(2)に掲げた事項の整備に取り組んでいきます。

3 対象施設 (施行規則第2条)

鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設(旅客船ターミナル)又は空港旅客施設(航空旅客ターミナル)の交通機関の施設うち、専ら旅客の移動等の用に供される部分

4 特定施設（施行規則第6条）

「3 対象施設」と同じ

5 整備基準等の適用について

- (1) 対象施設となる交通機関の施設を新設又は改修する場合は、整備基準に適合させなければなりません。(条例第26条第1項)
- (2) 上記の整備基準は、条例に定めている便所、授乳スペース、公衆電話のほか、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」(以下「公共交通移動等円滑化基準」)の例によります。
- (3) 公共交通移動等円滑化基準により新設又は改築した交通機関の施設は、同基準に適合するよう維持しなければなりません。
- (4) 交通機関の施設の整備にあたっては、当施設整備マニュアルによるほか、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(監修/国土交通省総合政策局)を参照してください。

6 整備基準の適用除外（条例第26条第2項）

- (1) 整備基準に適合している場合と同等以上に高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できる場合や、当該交通機関の施設を整備基準に適合させることが困難な場合であると市長が認める場合。
- (2) ただし、上記(1)に該当する場合にあっても、本基準に適合した整備が可能な項目については適用し、基準を満足できない項目についても可能な限り整備基準の趣旨を踏まえた措置を講ずるよう努めるものとします。
- (3) なお、整備基準の適用を除外する場合は、その理由等を文書により明確にします。
- (4) 上記(1)～(3)の項目については、バリアフリー法第9条による国の基準適合性審査を優先します。

7 事前協議又は通知の対象となる行為

- (1) 特定施設となる交通機関の施設を新設又は改修を行う場合は、事前協議又は通知の対象となります。
(改修の例:エレベーターなどの昇降設備、ホームからの転落防止設備、便所などの整備)

8 工事中の配慮について

工事中の安全対策については、「土木工事安全施工技術指針」「建設工事公衆災害防止対策要綱」などで規定されていますが、さらに『工事中の歩行者安全対策の手引き』(平成20年3月福岡市発行)によりバリアフリーに基づいた配慮や工夫を行い、誰もが安全で安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。

交通機関の施設の主な整備箇所

福祉のまちづくり条例施行規則に定められている項目

9.便所 14.休憩設備等（授乳スペース）

14.休憩設備等（公衆電話）

8.プラットフォーム

7.エレベーター

4.通路

13.エスカレーター

6.階段

3.改札口

10.視覚障がい者
誘導案内

12.券売機・
乗車券等販売所
及び案内所等

その他

11.標識類

14.休憩設備等

15.個別の施設

9.便所

1.出入口

2.移動等円滑化された経路

5.傾斜路

※交通機関の施設については、福祉のまちづくり条例施行規則に定める基準のほか、公共交通移動等円滑化基準によります。詳しくは、最新の『公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン』を参照してください。

1. 出入口

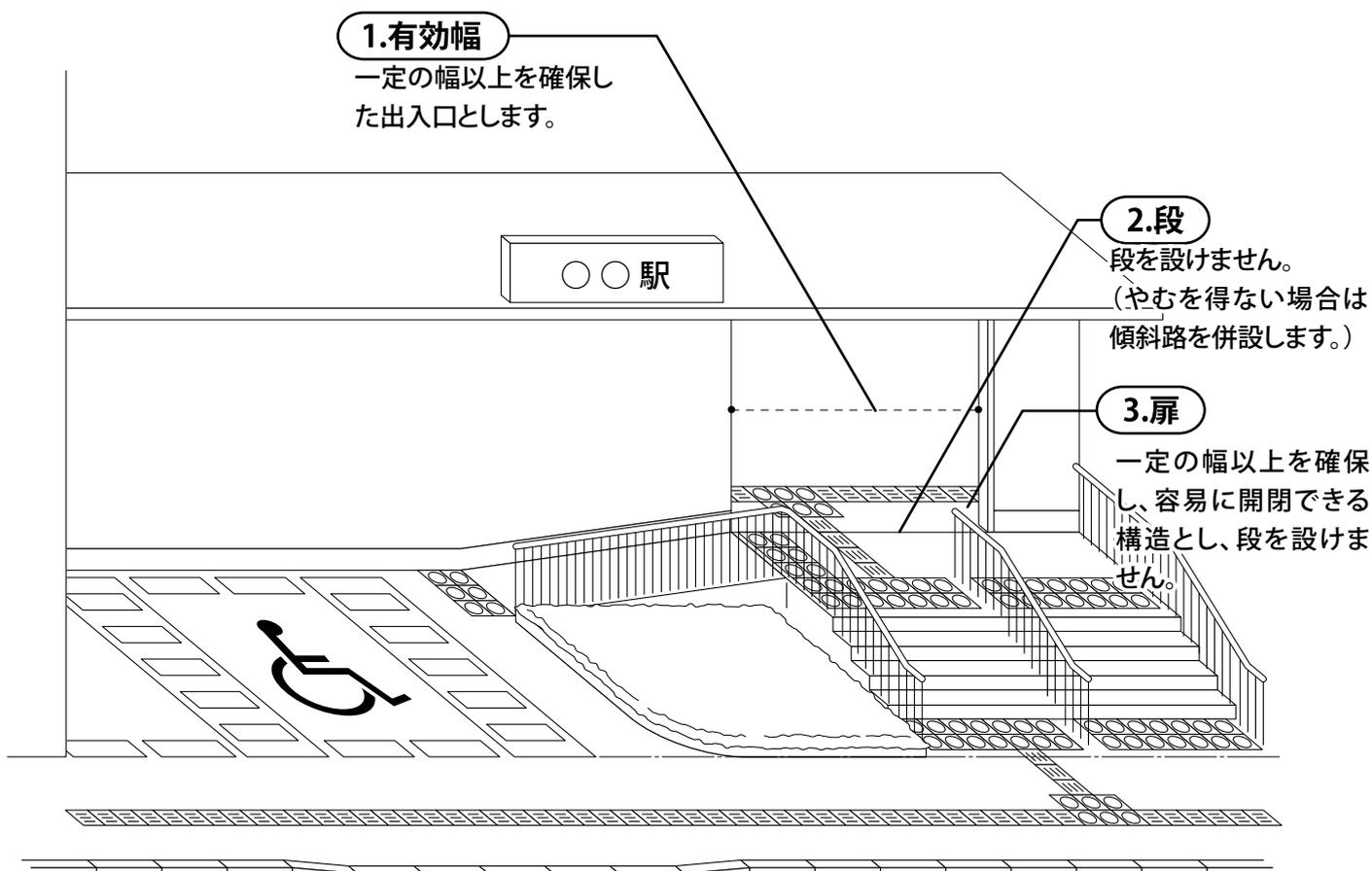
a(公共用通路との出入口)

- 設計のポイント**
- 旅客施設の外部からアプローチしやすく、わかりやすい配置とします。
 - 車椅子使用者等が遠回りにならない動線上の出入口をバリアフリー化するよう配慮する必要があります。
 - 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 □ 移動等円滑化された経路と公共用通路の出入口を対象とします。

1. 有効幅

- 有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とします。

2. 段

- 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
- 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

3. 扉

- 戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とします。
- 自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔段〕

- ◆やむを得ず段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとするのが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔扉〕

- ◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

〔床面の仕上げ〕

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。

1. 出入口

b(乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口)

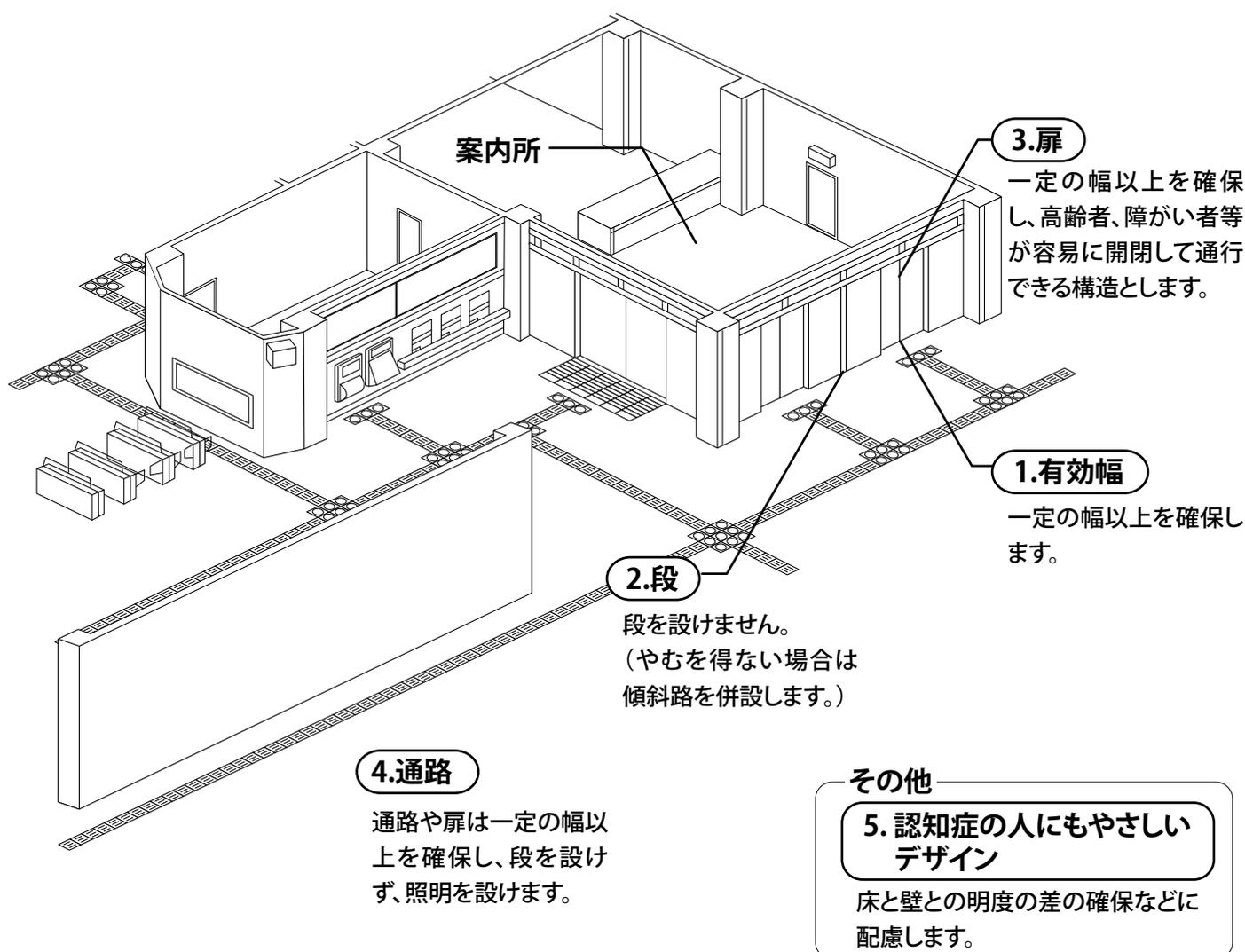
設計のポイント

- 各施設の出入口はアプローチしやすいものとします。
- 車椅子使用者等が遠回りにならないような動線上の出入口をバリアフリー化できるよう配慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口を対象とします。

1. 有効幅

○有効幅は、80cm以上とします。

2. 段

- 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
- 構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

3. 扉

- 有効幅は、80cm以上とします。
- 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

4. 通路

○移動等円滑化された経路と乗車券等販売所、待合所、案内所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔段〕

◆踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとするのが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔扉〕

◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

〔床面の仕上げ〕

◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望まれます。

2. 移動等円滑化された経路

- 設計のポイント**
- 旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)のバリアフリー化に配慮することが必要です。また、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数が確保することが望まれます。
 - 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

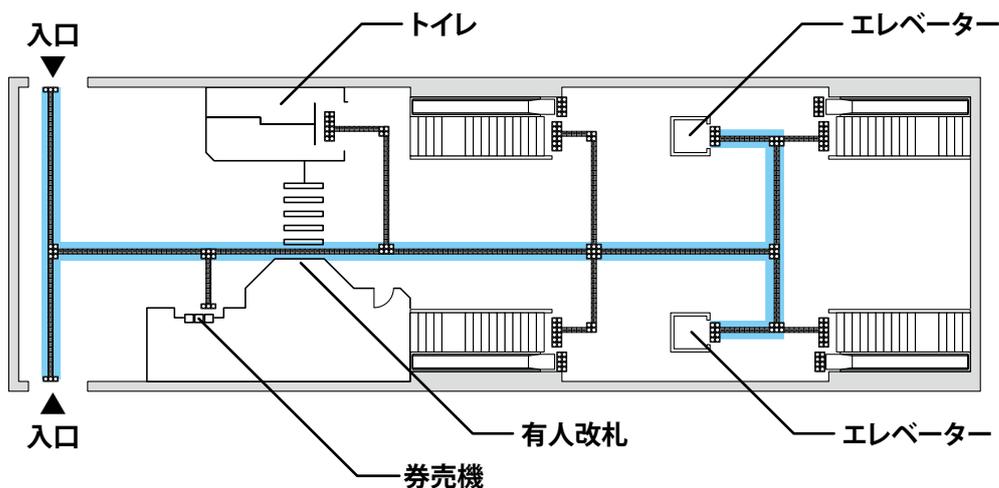
※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

1. 移動等円滑化された経路 ()

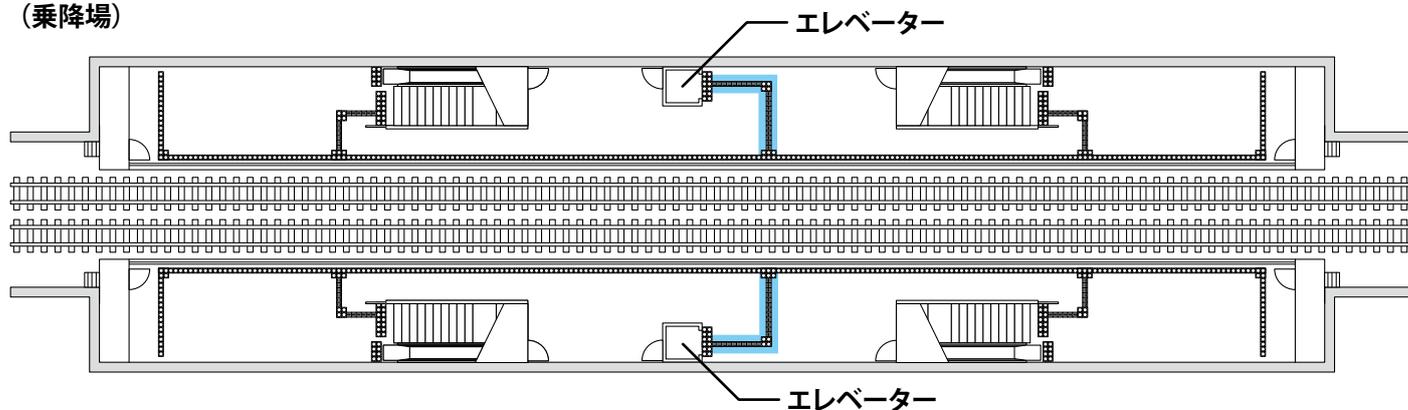
高齢者、障がい者等の円滑な通行に適する経路を乗降場ごとに1以上設け、床面に高低差がある場合は傾斜路又はエレベーターを設けます。

その他

2. 認知症の人にもやさしいデザイン



(乗降場)



整備の対象

□ 公共用通路との出入口と各ホームを結ぶ乗降動線において、旅客の移動が最も一般的な経路(主動線)を対象とします。

1. 移動等円滑化された経路

〔経路確保の考え方〕

- 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路で、高齢者、障がい者等の円滑な通行に適するもの(以下「移動等円滑化された経路」という)を、乗降場ごとに1以上設けます。
- 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動等円滑化された経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくします。
- 乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路(以下「乗継ぎ経路」という。)のうち、移動等円滑化された経路を、乗降場ごとに一以上設けます。
- 主たる乗継ぎ経路と移動等円滑化された乗継ぎ経路が異なる場合は、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくします。
- 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅には、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路をそれぞれ一以上設けます。ただし、鉄道駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障がい者等の利便を著しく阻害しないと地方運輸局長が認める場合は、この限りではありません。

*特に、ホームやコンコースでは、主動線上から認識しやすい位置にエレベーターを設置し、すべての利用者が自然に利用できるように配慮します。

〔垂直移動設備の優先順位〕

- 移動等円滑化された経路で床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けます。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーターをもってこれに代えることができます。
- 旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障がい者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、隣接する施設の傾斜路又はエレベーターの活用を図ることができます。管理上の理由により昇降機を設置することが困難な場合も、同様とします。

2. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔通路の識別〕

- ◆壁と床の境界を識別しやすいよう、壁と床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

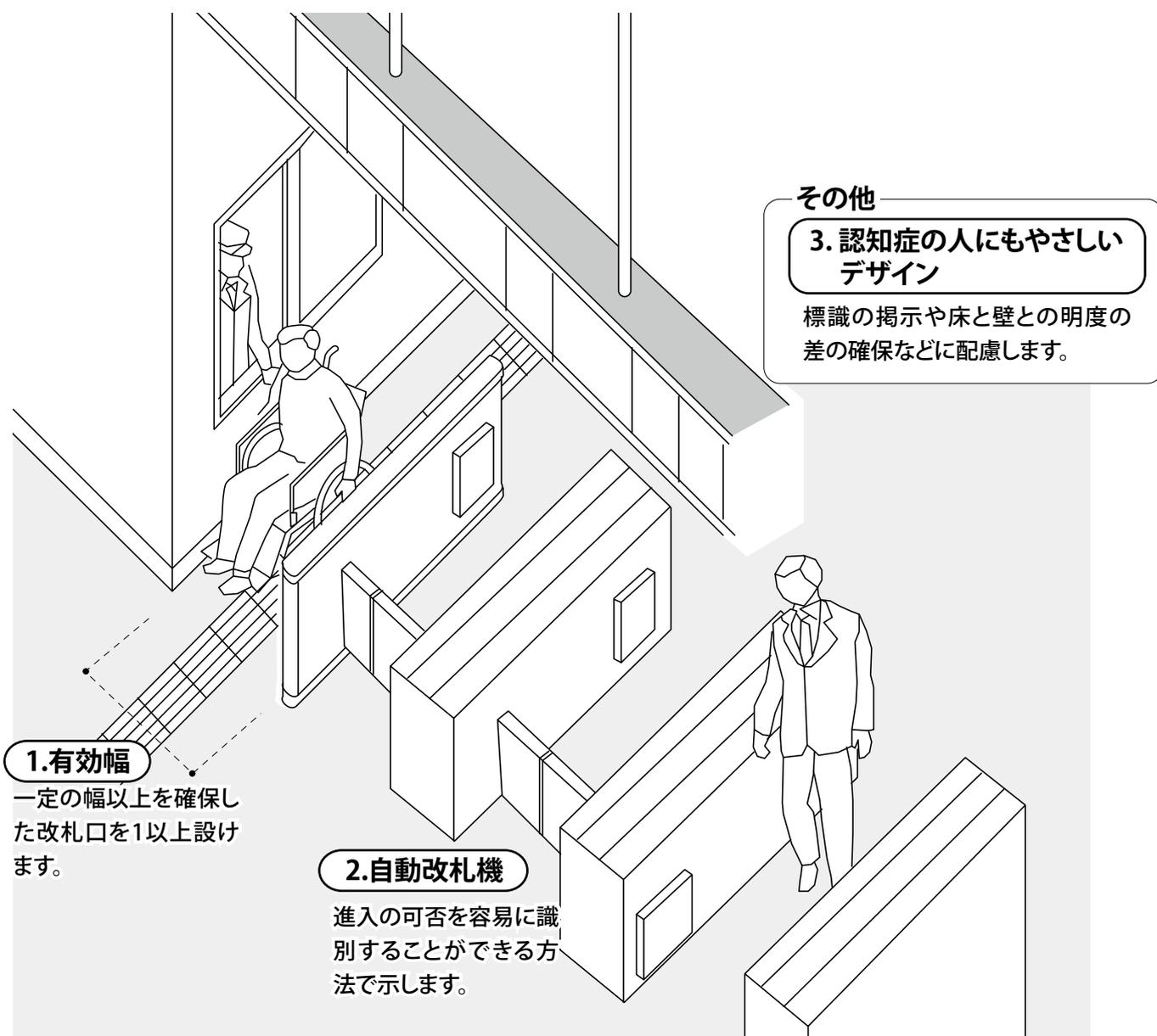
3.改札口

- 設計のポイント**
- 高齢者、車椅子使用者、視覚障がい者等が、支障なく利用できるよう配慮することが必要です。
 - 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □改札口を対象とします。

1. 有効幅

○有効幅が80cm以上の改札口を1以上設けます。

2. 自動改札機

○自動改札機を設ける場合は、自動改札機又はその周辺において自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で表示します。

3. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔標識の掲示〕

- ◆標識(位置サイン類)は、文字とピクトグラムを併記することが望まれます。
- ◆標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望まれます。
- ◆文字の大きさは高齢者に配慮することが望まれます。
- ◆近くで見ることを想定している標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等に見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

〔床面の仕上げ〕

- ◆壁と床と自動改札機等の構造物との境界を識別しやすいよう、床と壁と構造物には色の明度の差をつけることが望まれます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望まれます。

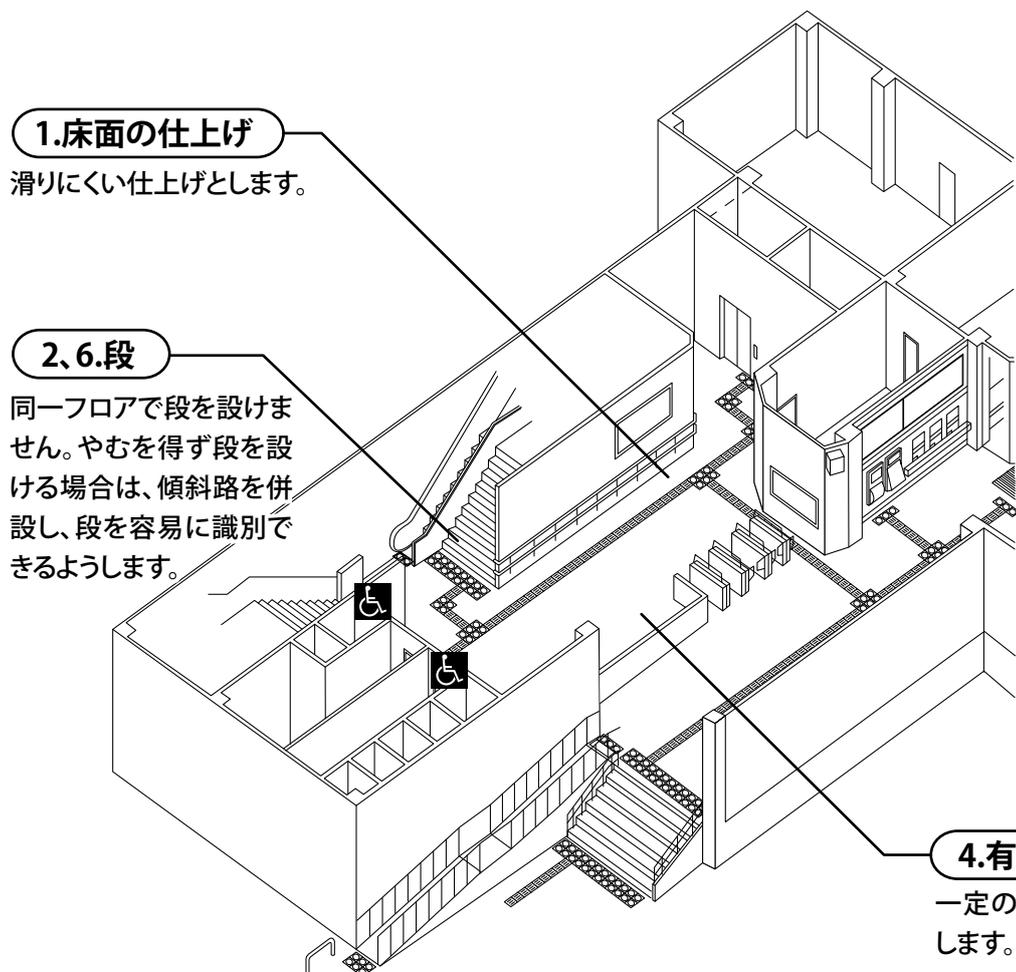
4.通路

- 設計のポイント**
- 動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲り角や、壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮します。
 - 認知症の人に配慮し、床面等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



1.床面の仕上げ

滑りにくい仕上げとします。

2、6.段

同一フロアで段を設けません。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設し、段を容易に識別できるようにします。

4.有効幅

一定の幅以上を確保します。

その他

3. 認知症の人にもやさしいデザイン

床と壁との明度の差の確保などに配慮します。

5.扉

一定の幅以上を確保し、容易に開閉できる構造とし、段を設けません。

7.照明

コンコースや通路には照明設備を設けます。

整備の対象 | 通路を対象とします。

〔通路全般〕

1. 床面の仕上げ

○床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

2. 段

○段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとします。

○段を設ける場合は、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とします。

3. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔床面の仕上げ〕

◆壁と床の境界を識別しやすいよう、床と壁には色の明度の差をつけることが望まれます。

◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔扉〕

◆扉の視認性を高めるため、出入口の扉と壁及び床との色の明度の差を確保することが望まれます。

〔段〕

◆やむを得ず段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとするのが望まれます。

〔移動等円滑化された経路を構成する通路〕

4. 有効幅

○有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。

5. 扉

○戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。

○自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。

6. 段

○車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

○構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。

7. 照明

○照明設備を設けます。

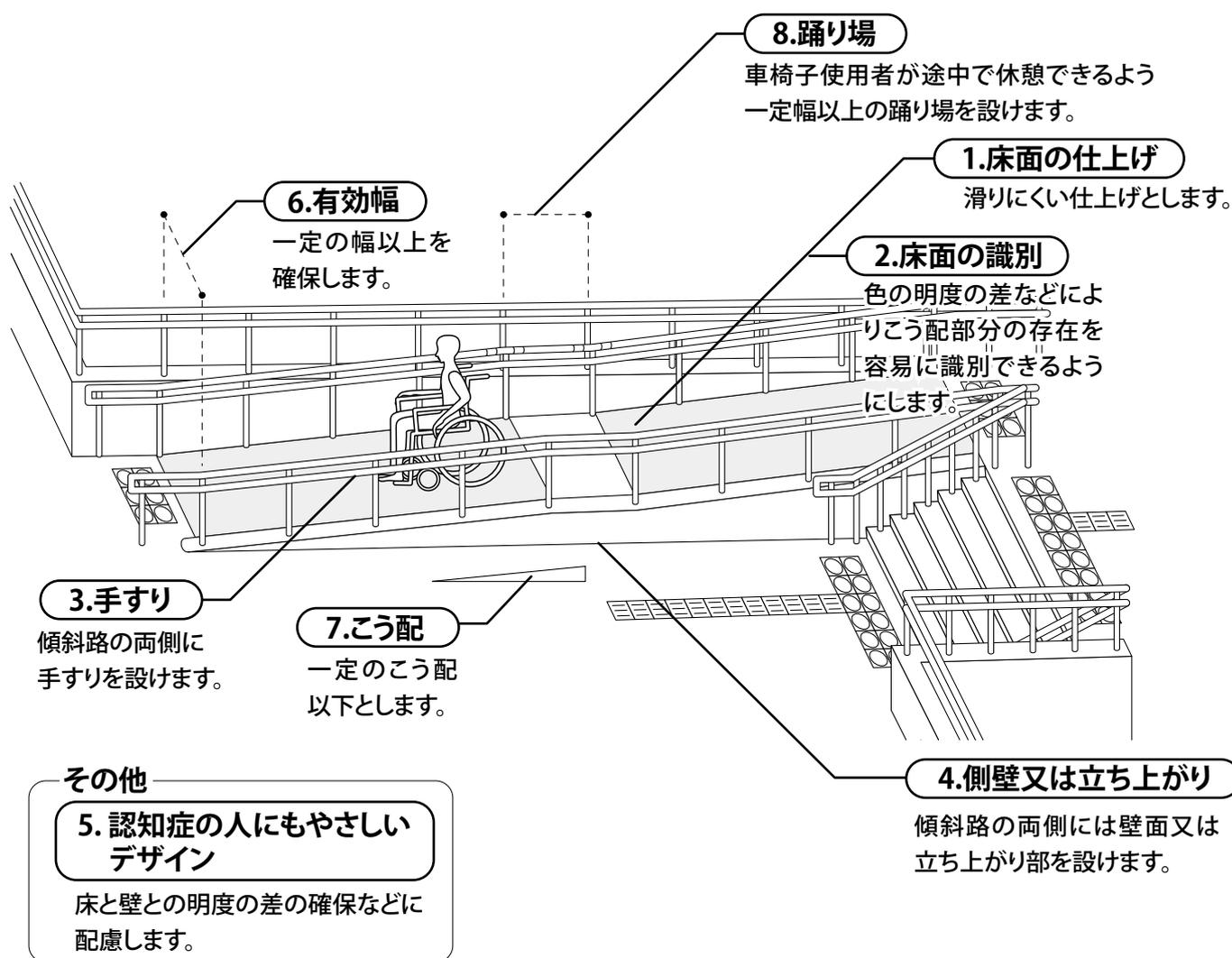
5. 傾斜路

- 設計のポイント**
- 一般の利用者も通過しやすい動線上の位置に配置します。
 - 幅やこう配は可能な限り余裕のあるものとするように配慮します。
 - 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | □通路に設けられる傾斜路及びその踊り場を対象とします。

〔傾斜路全般〕

1. 床面の仕上げ

○床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

2. 床面の識別

○傾斜路のこう配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとします。

3. 手すり

○手すりは両側に設けます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

4. 側壁又は立ち上がり

○傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではありません。

*「立ち上がり」は、側面を手すり子形式とする場合に杖先が落ちないようにするものです。

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔床面の仕上げ〕

◆壁と床の境界を識別しやすいよう、床と壁には色の明度の差をつけることが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔手すり〕

◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

6. 有効幅

〔移動等円滑化された経路を構成する傾斜路〕

○有効幅は120cm以上とします。ただし段を併設する場合は90cm以上とすることができます。

7. こう配

○こう配は、1/12以下とします。ただし傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下とすることができます。

*「1/12」とは、建築物と同様に国際シンボルマークの掲示のための基準となっているこう配です。

8. 踊り場

○高さが75cmを越える傾斜路は、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けます。

*こう配のある通路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には休憩したり、加速をつけるために水平部は必要となります。なお、こう配の規定と同様に安全性の観点から屋内外で差をつけています。

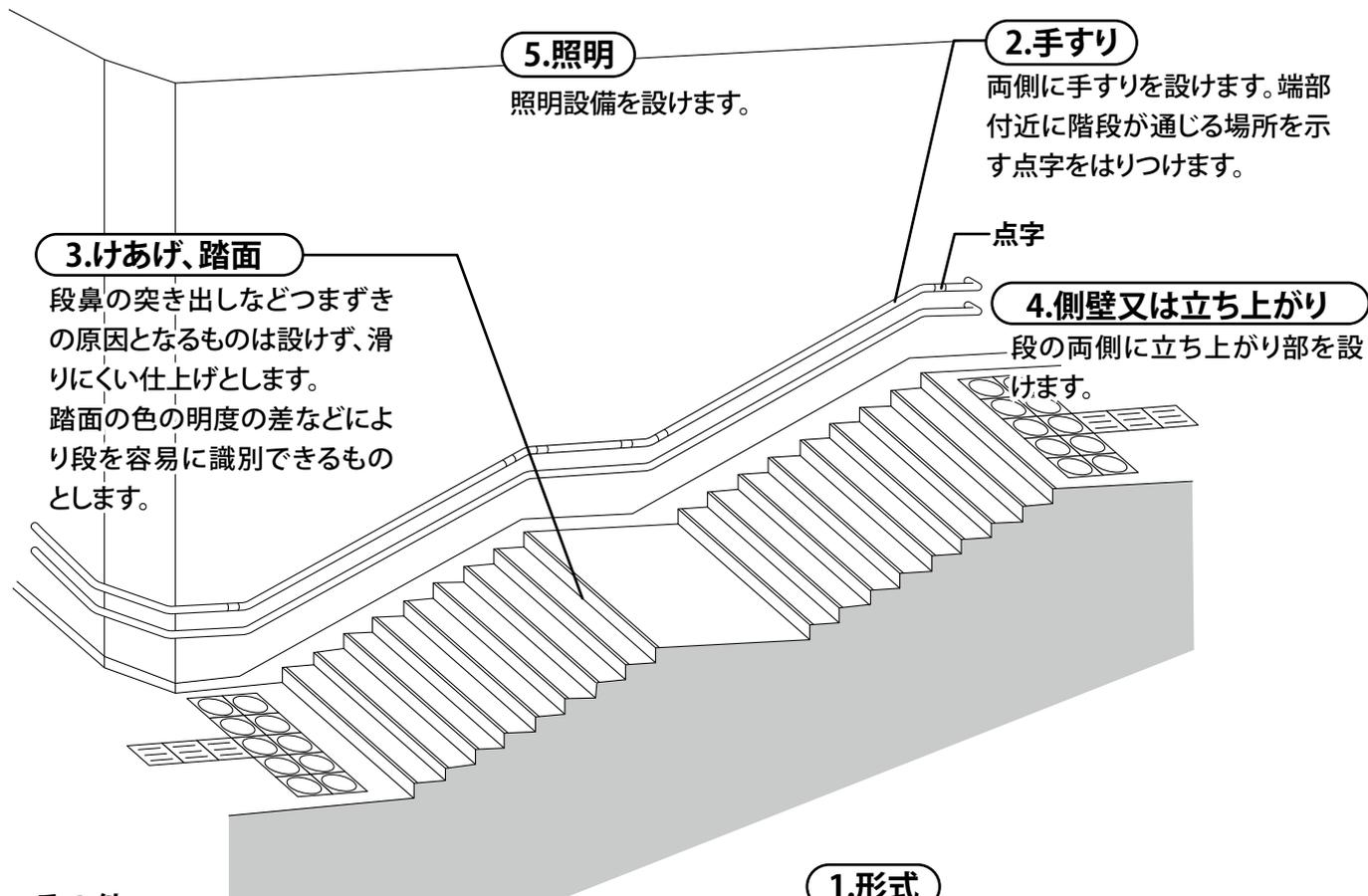
6.階段

- 設計のポイント**
- 手すりの高さや階段の滑り止めについての配慮が必要で、これらはすべての利用者にとっても効果的です。
 - 認知症の人に配慮し、床面の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



その他

6. 認知症の人にもやさしいデザイン

標識の掲示や床と壁との明度の差の確保などに配慮します。

整備の対象 | 主要な階段を対象とします。

留意事項 | 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

1. 形式

- 回り段を設けないこととします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

*「回り段を設けない」とは、回り段は踏面が内側と外側で異なるため視覚障がい者等が段を踏み外す恐れがあり、方向を見失いやすいためです。

2. 手すり

- 手すりを両側に設けます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
- 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けます。

3. けあげ、踏面

- 踏面の表面は、滑りにくい仕上げとします。
- 踏面の端部(段鼻部)は、全長にわたって周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差(輝度コントラスト)を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとします。
- 段鼻の突き出しがないこと等により、つまずきにくい構造のものとしてします。

4. 側壁又は立ち上がり

- 階段の両側には、立ち上がり部を設けます。ただし、側面が壁面である場合は、この限りではありません。

5. 照明

- 照明設備を設けます。

6. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔側壁又は立ち上がり〕

- ◆壁や立ち上がり部と床の境界を識別しやすいよう、壁や立ち上がり部と床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔床面の仕上げ〕

- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使うことが望まれます。

〔標識の掲示〕

- ♥階段がある旨を表示する標識(位置サイン類)を掲示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

- ♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。

- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

〔手すり〕

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

[誘/階段]

7. エレベーター

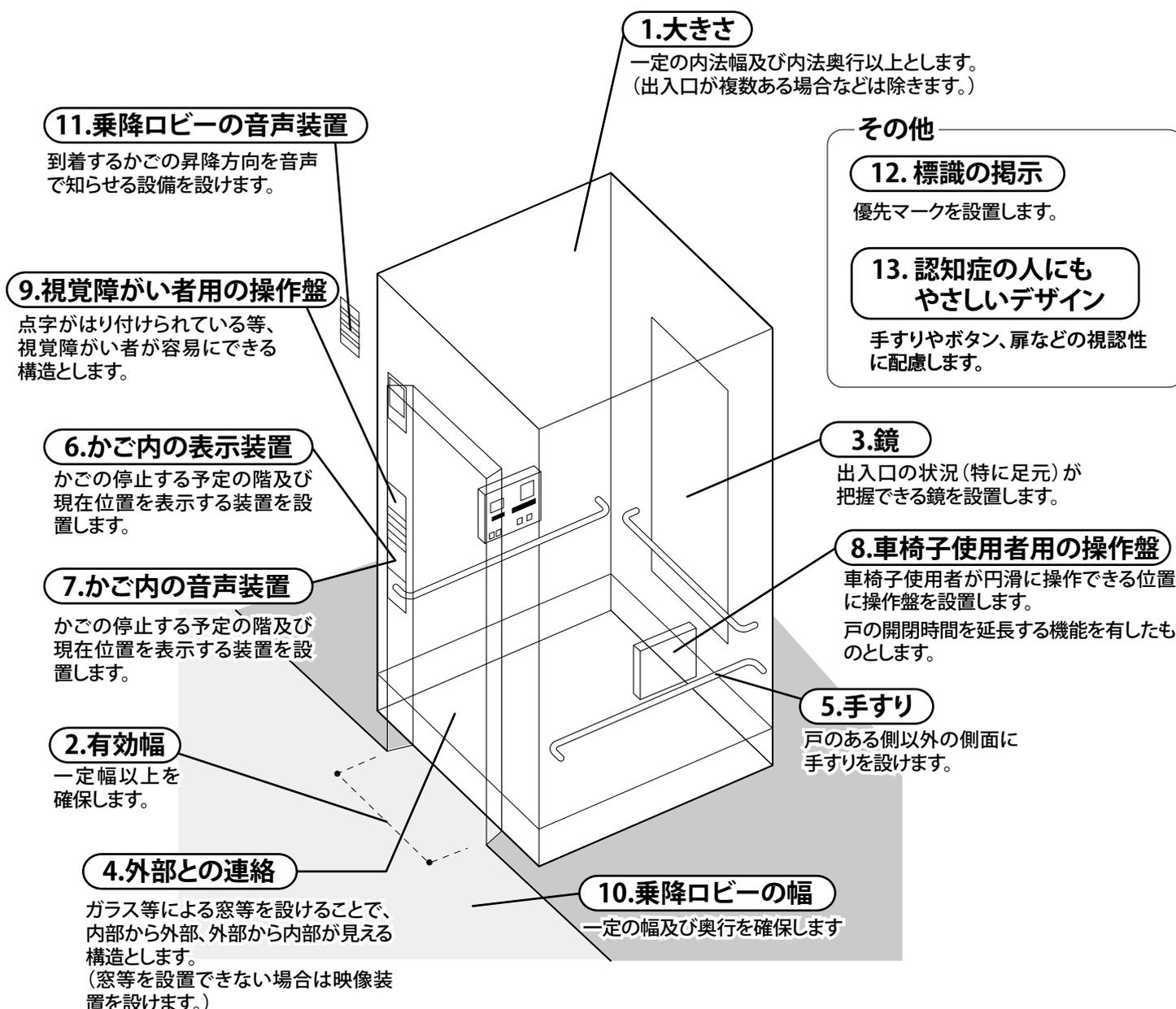
設計のポイント

- 主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が自然に利用できるように配慮します。
- 一般旅客の動線と交錯しないようエレベーターの前にスペースを確保します。
- 利用者動線の観点からスルー型や直角2方向型が有効な場合は、これらの設置を積極的に検討します。
- 主動線上から認識しやすい位置に設置し、また、移動動線ができる限り最短となる位置に設置することで、全ての利用者が自然に利用できるようにします。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象

- 移動等円滑化経路を構成するエレベーターを対象とします。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

1. 大きさ

- かごの内のり幅は140cm以上、内のり奥行きは135cm以上とします。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る）については、この限りではありません。
- 台数、かごの内のり幅及び内のり奥行きは、旅客施設の高齢者、障がい者等の利用の状況を考慮して定めるものとします。

*かごの出入口が複数あるエレベーターとは、スルー型や直角2方向型のことです。

2. 有効幅

- かご及び昇降路の出入口の有効幅は、80cm以上とします。

3. 鏡

- かご内に、車椅子使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けます。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る）については、この限りではありません。

4. 外部との連絡

- かご及び昇降路の出入口の戸のガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかご内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とします。

5. 手すり

- かご内に手すりを設けます。

6. かご内の表示装置

- かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する設備を設けます。

7. かご内の音声装置

- かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けます。

8. 車椅子使用者用の操作盤

- かご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けます。
- かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとします。

9. 視覚障がい者用の操作盤

- かご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ1以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障がい者が容易に操作できる構造とします。

10. 乗降ロビーの幅

- 乗降ロビーの有効幅は150cm以上、有効奥行は150cm以上とします。

11. 乗降ロビーの音声装置

- 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる設備を設けます。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りではありません。

12. 標識の掲示

〔乗降ロビーの表示〕

- ◇障がい者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置します。

* 優先マークであることを英語等で併記することで、外国人も内容が伝わりやすくなります。

優先マークの例



福岡市地下鉄での設置例 (壁面サイン)



(床面サイン)



13. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔手すり〕

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望めます。

* 「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望めます。

〔かご内の床〕

- ◆かご内の床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望めます。

〔視覚障がい者用の制御装置〕

- ◆行き先ボタンは、点灯していない状態でも文字が読み取りやすい配色とし、設置面との明度の差を確保することが望めます。

〔かご外側の扉〕

- ◆エレベーターの扉であることがすぐにわかるよう、扉の外部面と周囲の壁・床との明度の差を確保することが望めます。

〔標識の掲示〕

- ♥高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターがある旨を表示した標識(位置サイン類)には文字とピクトグラムを併記します。

- ♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

* 標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望めます。

- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望めます。

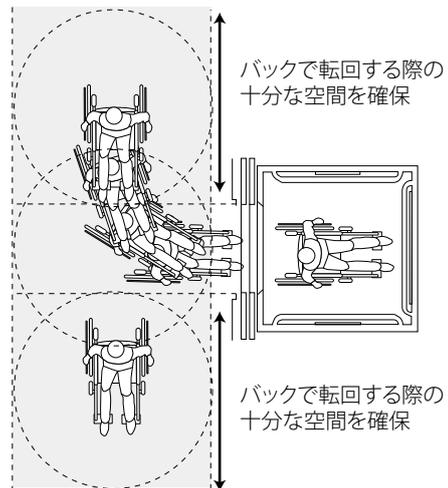
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望めます。

[誘/エレベーター]

乗降ロビー付近の設計ポイント

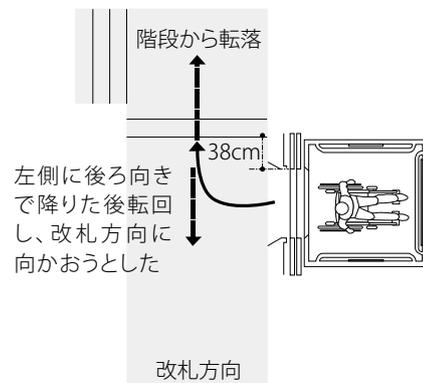
●乗降ロビー付近の設計では、以下のような配慮が望めます

- 1) 電動車椅子が後ろ向きでエレベーターを降りた後、左右に避け、さらに転回できる範囲を確保するため、出入口左右端からそれぞれ十分な広さの範囲(左右端からそれぞれ電動車椅子が転回できる空間の確保を考慮すると180cm程度)には、下り階段・段差を設けない。
- 2) 正面で転回することも考慮し、正面方向にも十分な広さ(電動車椅子の転回を考慮すると180cm程度)の範囲には下り階段・段差を設けない。
- 3) 電動車椅子使用者がかご内で転回し前進により降りることができる大型のエレベーター(18人乗り以上等)を設置することや、かご内部で転回することなく利用できるスルー型エレベーターを設置することも有効である。



■X駅での事故例

X 駅において、電動車椅子使用者がエレベーターに近接する下り階段(2階)から転落し、死亡する事故が発生しました。事故現場はエレベーターロビー出入口と下り階段が隣接(出入口端から階段まで38cm)しており、電動車椅子使用者は、エレベーター前の通路で方向転換する際に当該階段より転落しました。このエレベーターかご内・出入口幅の寸法ならびにロビー広さは旧移動円滑化基準に適合しており、かつ、旧整備ガイドラインに記載された内容を満たしていましたが、このような事故が発生しました。



8.乗降場

(鉄道駅のプラットホーム)

- 設計のポイント**
- ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等による転落防止措置を実施します。
 - 乗降場と列車の段差をできる限り平らにし、隙間をできる限り小さくします。
 - 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

その他

5.列車接近の警告

音声による案内、文字や光による情報で列車の近接を警告します。

6.照明

照明設備を設けます。

7.乗降口の案内

車椅子スペースに近接する乗降口を表示します。

8. 認知症の人にもやさしいデザイン

床と壁との明度の差の確保などに配慮します。

4.隙間、段

できる限り段差は平らに、隙間は小さくします。

3.転落防止

線路側以外の端部に柵を設けます。
プラットホームの種類に応じてホームドア、可動式ホーム柵などを設けます。

1.床面の仕上げ

滑りにくい仕上げとします。

2.横断こう配

設ける必要がある場合、横断こう配は1%を標準とします。

整備の対象 | 乗降場(鉄道駅のプラットホーム)を対象とします。

1. 床面の仕上げ ○プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面は、できる限り平らにします。
- 床の表面は、滑りにくい仕上げとします。
2. 横断こう配 ○排水のための横断こう配は、1%を標準とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 転落防止 ○ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロックその他の視覚障がい者の転落を防止するための設備を設けます。
- 注) 上記設備は、プラットホームの構造などによって設置方法が異なるため、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照してください。
- プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けます。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りではありません。
4. 隙間、段 ○プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとします。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対してこれを警告するための設備を設けます。
- プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えます。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
5. 列車接近の警告 ○列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けます。ただし、電気設備がない場合その他、技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。
6. 照明 ○照明設備を設けます。
7. 乗降口の案内 ○列車に設けられる車椅子スペースに通ずる車両の旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示します。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りではありません。

8. 認知症の人にもやさしいデザイン

〔床面の仕上げ〕

- ◆床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保することが望まれます。
- ◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使います。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

〔駅名表示〕

- ◆駅名標内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望まれます。
- ◆駅名標の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。

*標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

車両（公共交通機関）のバリアフリー基準の概要

高齢者、障がい者等を含むすべての人が利用しやすい公共交通機関の実現に向け、車両等（旅客の運送を行うための鉄道車両、バス車両、船舶など）を新たに導入等する際には、国のバリアフリー基準を遵守するとともに、各車両のガイドラインに沿って整備します。

●鉄道・地下鉄



(福岡市地下鉄)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1列車に1以上は、有効幅を80cm以上とする。

【車椅子スペース】

- ・1列車ごとに2か所以上設ける。
- ・車椅子スペースである旨を表示する。

【案内表示及び放送】

- ・戸の開閉する側を音声提供する設備を設ける。
- ・次に停車する駅名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供できる設備を設ける。

●乗合(路線)バス車両



(西日本鉄道株式会社)

基準(抜粋)

【乗降口】

- ・1以上の乗降口の有効幅は80cm以上とする。
- ・乗降口のうち1以上は、スロープ板等を設ける。

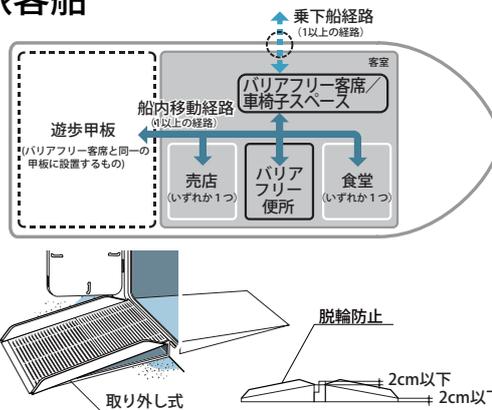
【車椅子スペース】

- ・1以上設ける。
- ・車椅子を固定するための設備を設ける。

【運行情報提供設備等】

- ・車外には行き先を前面、左側面、後面に表示する。
- ・車内には次に停車する停留所名及びその他の運行情報を文字表示及び音声提供する設備を設ける。

●旅客船



基準(抜粋)

【乗降用設備】

- ・車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造（段差2cm以下）とする。

【車椅子スペース】

- ・旅客定員100人ごとに1か所以上設ける。
- ・固定するための設備を設ける。

【舷門又は甲板室の出入口】

- ・幅は80cm以上。
- ・スロープ板などの設備を設ける。

出典：「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」（監修：国土交通省総合政策局）、
「旅客船バリアフリーガイドライン」（監修：国土交通省海事局）

9. 便所

a(一般便所)

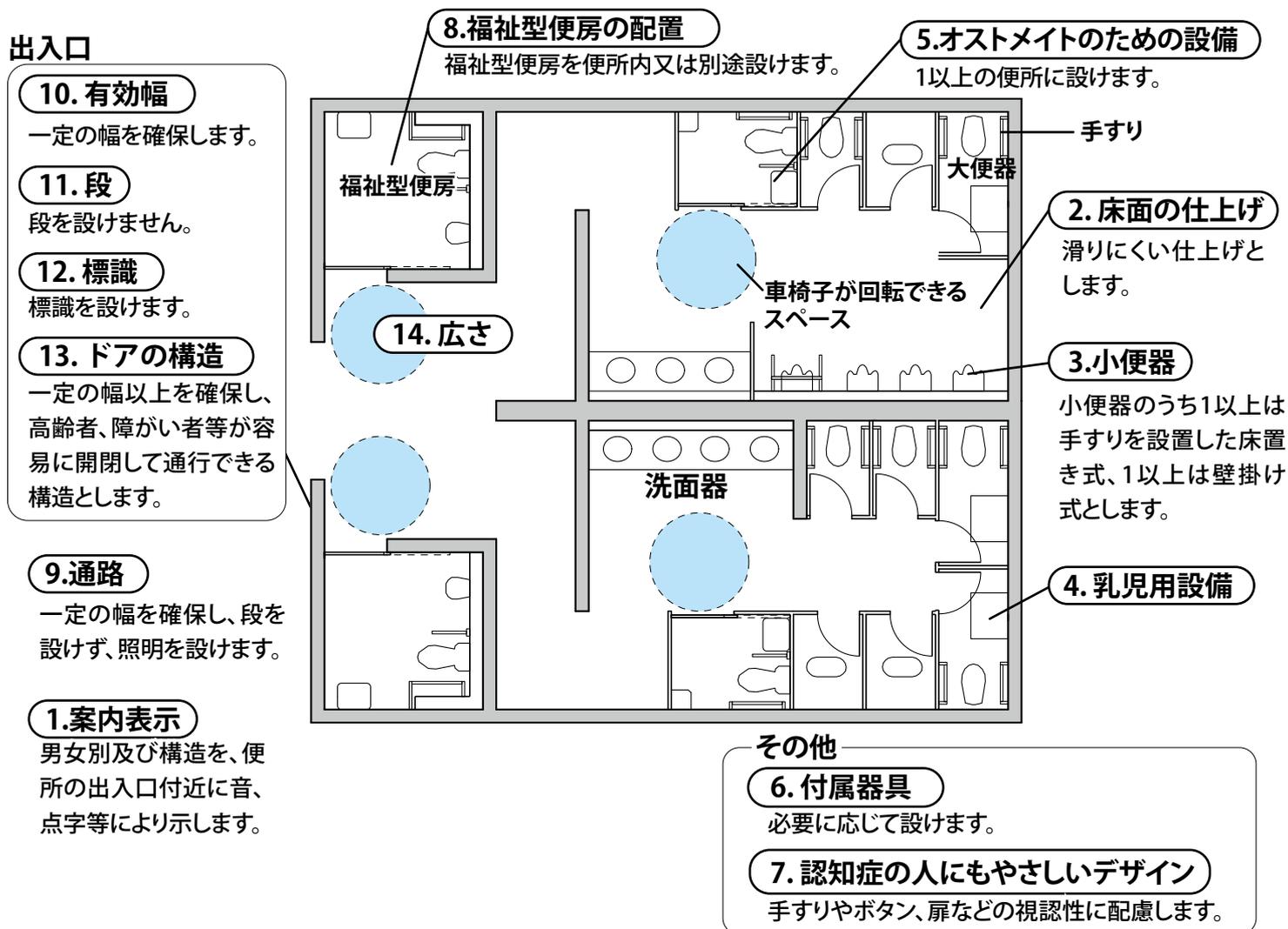
- 設計のポイント**
- すべての利用者がアクセスしやすい構造とします。
 - 車椅子使用者は、段差があれば利用困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要です。
 - 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「4.乳幼児設備」、「5.オストメイトのための設備」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | 不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。

- 留意事項**
- すべての一般便所で、案内表示、床面の仕上げ、小便器及び乳幼児施設の整備を求めています。
 - 整備基準は、移動等円滑化された経路と福祉型便房のある便所との間の経路のうち、1以上の経路は車椅子使用者等に配慮した構造とするよう求めています。
 - 福祉型便房からの機能分散(簡易型機能を備えた便房の配置)に努めることが望まれます。
 - 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。

〔一般便所〕

1. 案内表示

- 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る)並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けます。

2. 床面の仕上げ

- 床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

*床面の仕上げの他にも、出入口やドアの有効幅を確保することで、高齢者、障がい者等が安心して利用することができます。

3. 小便器

- 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限ります。)その他これに類する小便器を設けます。
- 1以上の床置き等小便器には、手すりを設けます。

4. 乳児用設備

[整1(1)]

- 壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

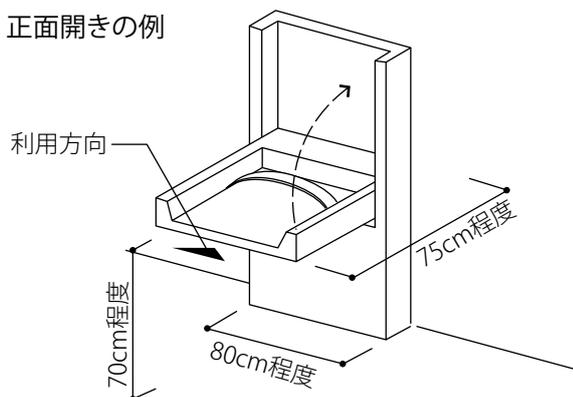
*ベビーベッドは、ベルト付きのタイプのものを採用するなど、乳幼児が落下しないよう配慮が必要です。

*おむつ交換作業ができるよう、ベビーベッドを展開してもゆとりあるスペースを確保するよう配慮が必要です。

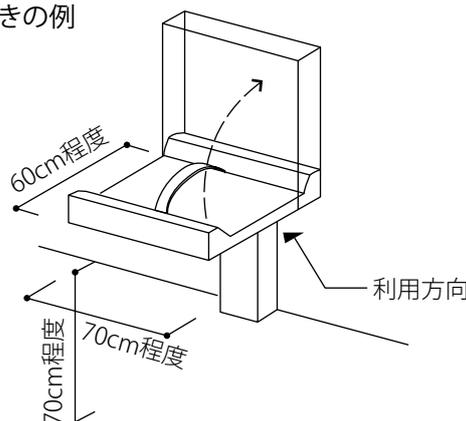
ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りではありません。

ベビーベッドの例

正面開きの例



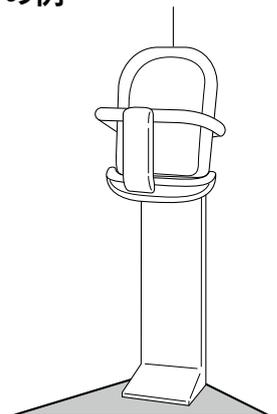
側面開きの例



入口の表示例



ベビーチェアの例



○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

5. オストメイトのための設備

[整/1(2)]

※オストメイトのための設備は設計編[建築物]「6.便所 a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照

○便所のうち、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、次に掲げるオストメイトのための設備が設けられた便房を設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

洗浄機能付き汚物流し
給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
荷物を置くための棚その他の設備
水石けん入れ
紙巻器
汚物入れ
2以上の衣服を掛けるための金具等

注)オストメイトのための設備を適用する規模については、設計編[建築物]「6.便所a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照してください。

6. 付属器具

※一般便所に設ける設備に応じて、付属器具などその他を設ける場合は、福祉型便房と同様、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

7. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/便所(1)ア]

[案内表示]

♥男性用及び女性用の区別並びに便所の構造を示すための標識(位置サイン類)を表示する場合には文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望めます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望めます。

[床面の仕上げ]

♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

[誘/便所(1)イ]

*便房内でズボンを下げたり、脱衣等が必要な場合もあることから、便房内の床の仕上げは、衛生的な管理がしやすい乾式工法とすることが望めます。

*整備基準では、便所のうち1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の整備を求めています。福祉型便房に設ける場合は、機能分散のために一般便所にも同等の設備を設けることで利用の集中を回避できます。

*オストメイトのための設備を複数設ける場合、2つ目以降は簡易型水洗器具など簡易型オストメイト用設備とすることも考えられます。しかし、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置するなどの対応が必要です。

*病気治療の影響でパッドを使用する方等への配慮として、各トイレには「汚物入れ」を設置することが望めます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

※詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

※認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



男性用トイレ



女性用トイレ

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望めます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望めます。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容

◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

[便器等]

- ♥大便器の視認性を高めるため、大便器と床及び壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）との色の明度の差を確保します。
- ♥男性用小便器の視認性を高めるため、男性用小便器と壁等（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）及び床との色の明度の差を確保します。
- ♥大便器及び男性用小便器に設ける手すりの視認性を高めるため、手すりと壁（腰壁がある場合にあっては当該腰壁）等との色の明度の差を確保します。

[扉(出入口)]

- ♥便所の出入口に扉を設ける場合は、扉の視認性を高めるため、壁及び床との色の明度の差を確保します。
- ◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とすることが望まれます。
- ◆便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示することが望まれます。

[その他設備等]

- ◆便所出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備については、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

8. 福祉型便所の配置（高齢者、障がい者等への配慮）

- 便所を設ける場合は、そのうち1以上は前記1～6に対応させた上で、次の2つのいずれかに適合させる必要があります。

①一般便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に車椅子使用者が円滑に利用することができる構造の便所（福祉型便所）及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便所をそれぞれ又は同一の便所として1以上設けます。

注) 一般便所内に福祉型便所を設けた場合、一般便所は、「9.通路」～「14.広さ」の基準に適合したものとします。

②福祉型便所を一般便所内に設けない場合は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を別途設けます。

注) 一般便所とは別に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便所を設けた場合、その便所は「9.便所b(福祉型便所)」の基準に適合したものとします。

*「福祉型便所」については、「9.便所b(福祉型便所)」の項(P237)に適合するものとします。

〔一般便所内に福祉型便房を設けた便所〕

9. 通路

- 移動等円滑化された経路と便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

「4.通路」に定める構造

整備内容	○整備基準
有効幅	有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。
扉の有効幅	戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
扉の構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
段を設ける場合	構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。
照明設備	照明設備を設けます。

10. 有効幅

- 出入口の有効幅は、80cm以上とします。

11. 段

- 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りではありません。

12. 標識

- 便所及び便房の出入口には、福祉型便房及び高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水栓器具を設けた便房が設けられていることを表示する標識を設けます。

13. ドアの構造

- 有効幅は、80cm以上とします。
- 高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとしてします。

14. 広さ

- 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

9. 便所

b (福祉型便房)

設計のポイント

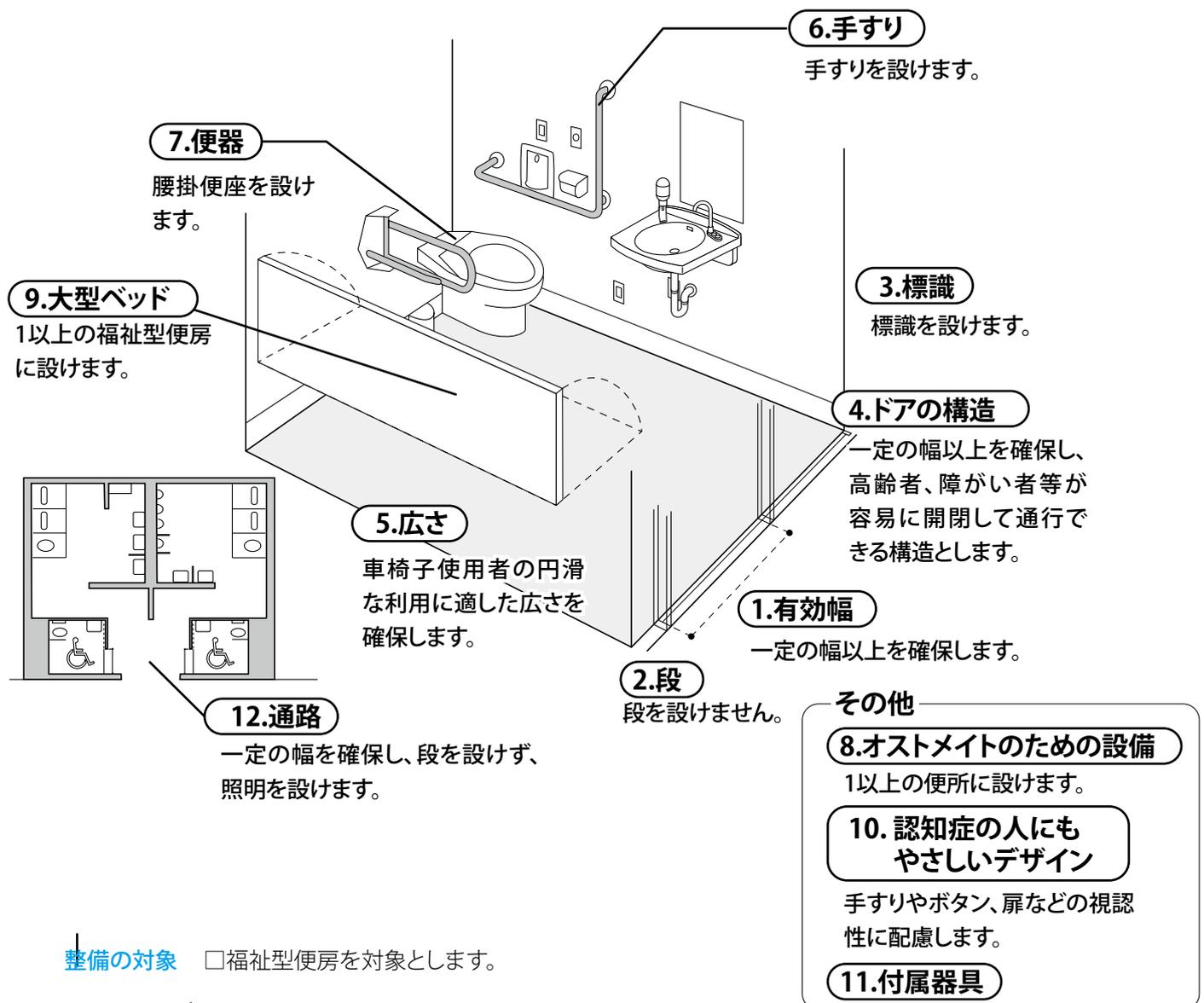
- 福祉型便房とは、車椅子使用者が利用可能な便房(個室)のことです。
- 車椅子使用者は、段差があれば利用が困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要です。
- 障がい部位により、使用方法も異なることから、手すり等も右利き用、左利き用に対応したものを設置することが望まれます。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「8.大型ベッド」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 福祉型便房を対象とします。

留意事項 福祉型便房の整備を求めています。
誘導基準では、認知症の人に配慮した標識や設備等の整備を求めています。

1. 有効幅

○出入口の有効幅は、80cm以上とします。

2. 段

○出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこととします。

3. 標識

○出入口には、当該便房が車椅子使用者用便房であることを表示する標識を設けます。

4. ドアの構造

○有効幅は80cm以上とします。
○高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとしてします。

*トイレ内の照明と出入口外部の開閉ボタンが連動式の場合、介助者が外部で閉ボタンを押すとトイレ使用時に照明が消灯することがあります。連動式を用いる場合は、トイレ内に人感センサー等を設けるなど消灯しないようにしましょう。

5. 広さ

○車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保します。

6. 手すり

○手すりを設けます。

7. 便器

○腰掛便座を設けます。

*便座の高さを40cm程度とすることで、便座上で利用者の足が床に着き座位が安定します。

8. オストメイトのための設備

[整1(2)]

※オストメイトのための設備は設計編〔建築物〕「6.便所 a(福祉型便房)」の「16.オストメイトのための設備」(P114)を参照

○便所のうち、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、次に掲げるオストメイトのための設備が設けられた便房を設け、設備を設けた便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

オストメイトのための設備

洗浄機能付き汚物流し
給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)
荷物を置くための棚その他の設備
水石けん入れ
紙巻器
汚物入れ
2以上の衣服を掛けるための金具等

注)オストメイトのための設備を適用する規模については、設計編〔建築物〕「6.便所a(福祉型便房)」の項(P114)を参照してください。

9. 大型ベッド

[整1(3)]

※大型ベッドは設計編〔建築物〕「6.便所 a(福祉型便房)」の「17.大型ベッド」(P116)を参照

○福祉型便房のうち、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)には、大型ベッド(長さ120cm以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう)を設けるとともに、出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示します。

*大型ベッドを必要としている人にとって、大型ベッドがあることを表示した案内標識があると安心して便房に入ることができます。

10. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/便所(2)ア]

[案内表示]

♥車椅子使用者用便房であることを表示する標識(位置サイン類)には、文字とピクトグラムを併記します。

♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとするのが望まれます。

◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置するのが望まれます。

[床面の仕上げ]

♥床と壁の境界を識別しやすいよう、床と壁との色の明度の差を確保します。

◆グレアや誤認を防ぐため、反射しにくい素材を使います。

[誘/便所(2)イ]

[ドアの構造]

♥扉の視認性を高めるため、扉と壁及び床との色の明度の差を確保します。

◆色が手掛かりとなるよう、扉の色は、強調した色彩とし、建物内で統一した色とするのが望まれます。

◆便所の戸には、使用中か否かを大きくわかりやすく文字で表示するのが望まれます。

[誘/便所(2)ウ]

[手すり]

♥手すりの視認性を高めるよう、壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)等との色の明度の差を確保します。

[誘/便所(2)エ]

[便器]

♥便器の視認性を高めるため、便器と床及び壁(腰壁がある場合にあっては当該腰壁)との色の明度の差を確保します。

[誘/便所(2)オ]

[その他の設備等]

◆便房出入口の錠や開閉ボタン、引き戸の取っ手、洗浄ボタン、非常ボタンなどの操作スイッチ等、洗面器、手洗器、紙巻器、棚、フック、ベビーベッド及びベビーチェア、オストメイトのための設備、大型ベッドについては、視認性を高めるため、設置面との色の明度の差を確保するのが望まれます。

*認知症の方に分かりやすい表示とするには、記憶に頼らずその場にある情報で行動できるよう、文字とピクトグラムの併記や色のコントラストに配慮することが有効です。認知症の人にもやさしいトイレサインをJIS Z8210に定められるピクトグラムと併記することでより伝わりやすくなります。

※詳しくは、福岡市が発行する「認知症の人にもやさしいデザインの手引き」を参照してください。

※認知症の方に配慮した表示とする場合も、整備基準を満たす表示とする必要があることに注意が必要です。



バリアフリースイール

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

11. 付属器具

※付属器具などその他については、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

*福祉型便所のドア開閉ボタンや洗浄ボタンなどの仕様(つくり)をそろえることで、みんなが迷うことなく利用できるようになります。

*便所内の棚やフックは、身に付けているコートやバッグ類の他、介助や乳幼児のためのおむつや衣類など荷物が多いため、使いやすい位置にできるだけ広く設けると利便性が高まります。

12. 通路

〔便所の外に独立して福祉型便所を設ける場合〕

○移動等円滑化された経路と福祉型便所が設けられた便所との間の経路における通路のうち1以上は、「4.通路」の項(P218)の「移動等円滑化された経路を構成する通路」に掲げる基準に適合するものとします。

「4.通路」に定める構造

整備内容	○整備基準
有効幅	有効幅は140cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を120cm以上とすることができます。
扉の有効幅	戸を設ける場合の有効幅は、90cm以上とします。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80cm以上とすることができます。
扉の構造	自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造とします。
段	車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。
段を設ける場合	構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設します。
照明設備	照明設備を設けます。

10. 視覚障がい者誘導案内

- 設計のポイント**
- あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう敷設することが必要です。
 - 視覚障がい者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げに配慮する必要があります。
 - 視覚障がい者の誘導としては、音声・音響による案内が有効です。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

1. 誘導案内の方法

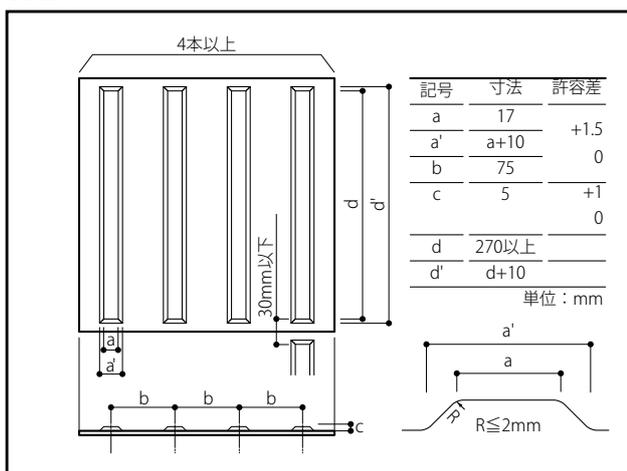
公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するなど視覚障がい者を誘導する設備を設けます。

2. 視覚障がい者誘導用ブロック

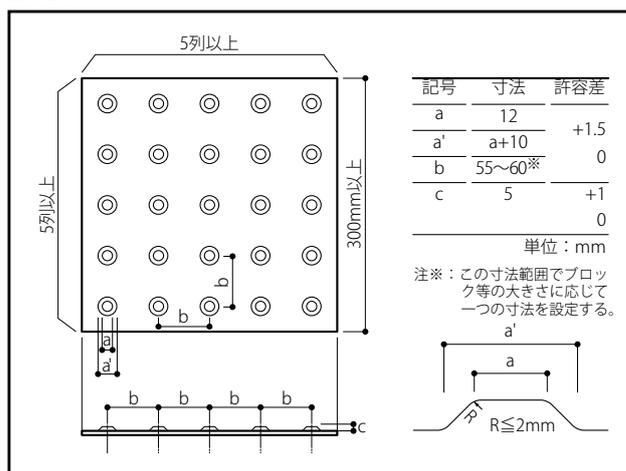
公共用通路との出入口から改札口を経て乗降口に至る経路や当該経路上からエレベーター、トイレ、触知図等へ分岐する経路上にも線状ブロックを敷設します。

階段、傾斜路、エスカレーターの上端及び下端に近接する通路に点状ブロックを敷設します。

線状ブロック



点状ブロック



整備の対象 □視覚障がい者誘導案内を対象とします。

留意事項 □敷設にあたっては、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照するとともに、敷設する視覚障がい者誘導用ブロックと道等に敷設された視覚障がい者誘導用ブロックとの連続性を確保するため、必要に応じ、道路管理者等と協議することが必要です。

1. 誘導案内の方法

- 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設けます。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。

2. 視覚障がい者誘導用ブロック

- 視覚障がい者誘導用ブロックが敷設された通路等と「7.エレベーター」の基準に適合する乗降ロビーに設ける操作盤、「11.標識類」の規定により設けられる点字による案内板その他の設備、「9.便所」の出入口及び「12.券売機・乗車券等販売所」との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。
- 点状ブロックは、視覚障がい者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路のそれぞれの位置に敷設します。

福岡市地下鉄七隈線の音サインシステム

福岡市地下鉄七隈線では、視覚障がい者に対する情報提供として、従来の点字や触知という手法以外に、音によるサインシステムを取り入れています。音サインはこれまでに公共施設などでも導入されていますが、動線に沿ったサインシステムとして構成されている例は少ないのが現状です。七隈線では視覚障がい者団体や研究機関、メーカー等の協力を得て、さまざまな実験、検証をくり返し、新しい音サインシステムを実現しました。

●福岡市地下鉄七隈線の音サイン

<音サイン> ● 定点・音声サイン… 現在の位置を示す地上出入口の定点音など
 ▲ 案内音声サイン… 音声による構内案内・トイレの音声案内など
 ■ 警告音サイン… ホーム可動柵開閉警告音・エスカレーター誤進入警告音など

駅の発車アナウンスやベルは上下線で別になっています。上り線（博多方面）はアナウンスの声が女性のものになっており、下り線（橋本方面）は男性のものになっています。ベルの音色、音の間隔なども上下線で異なります。

改札前の構内案内サインには、音声案内が付加されています。触知図内の操作ボタンにより、目的施設の方向と距離を案内します。方向や距離の表現のルール化も行われました。

トイレ入り口の触知図は、人感式センサーの作動により、トイレの種類を音声で案内します。「男性トイレは左奥、女性トイレは右奥、バリアフリートイレは右手前です」と流れます。
※内容は駅によって異なります。

11. 標識類

- 設計のポイント**
- 視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式、掲出位置の3要素を考慮することが不可欠です。
 - 認知症の人に配慮し、標識や案内板の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

誘導案内板の例



1. 設置位置及び仕様

車両等の運行に関する情報を文字等により表示する設備及び音声により提供するための設備を設けます。

掲示板の例



2. 標識

移動等円滑化のための主な設備等の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設け、JIS Z8210に合わせたものとします。

3. 案内板等

公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等を設けます。

4. 視覚障がい者用案内板等

公共用通路に直接通ずる出入口の付近等には、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字等により示す設備を設けます。

その他

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

表示する文字と背景の色の明度の差や文字の大きさなどに配慮します。

整備の対象 | 標識類を対象とします。

留意事項

- サインは下記4種類を動線に沿って適切に配置します。
 - 誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン
 - 位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン
 - 案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン
 - 規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン
- 注) 上記についての詳しい内容は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(国土交通省)を参照してください。
- 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

1. 設置位置及び仕様

○車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えます。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りではありません。

* 音声や文字を認識することが苦手な人にも情報が伝わるように工夫します。

2. 標識

○エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所もしくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という）又は案内板等の付近には、移動等円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けます。
○標識は、JIS Z8210に合わせたものとします。

3. 案内板等

○公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けます。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合はこの限りではありません。

* 音声や文字を認識することが苦手な人にも情報が伝わるように工夫します。

4. 視覚障がい者用案内板等

○公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を設けます。

5. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/標識類]

[標識]

♥ 駐車場もしくは非常口に関する標識（位置サイン類）には、文字とピクトグラムを併記します。

非常口表示の例



非常口
Emergency
exit

- ◆ 災害時や緊急時に情報を伝えるため、認知症の人が視覚及び聴覚の両方で理解しやすい方法で情報提供できるよう整備することが望まれます。
- ◆ 標識のうち誘導サイン類には、文字とピクトグラムを併記することが望まれます。
- ◆ 標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。
- ◆ 接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ（1.2m～1.3m程度）に標識を設置することが望まれます。
- ◆ 誘導サイン類は、目的の場所までの距離、進行方向を示す矢印を併記することが望まれます。
- ◆ トイレやエレベーターなどの利便施設への誘導案内は、分岐路など進む方向を判断する必要がある場所に設置し、建物のどの場所からでも分かりやすく見えやすい位置・高さに設置することが望まれます。

* 「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

○：整備基準 ♥：誘導基準 ◇：標準的な整備内容 ◆：望ましい整備内容 *：語句の解説等

[案内板等]

♥案内板の図及び文字と背景との明度の差を確保します。

♥案内板(案内サイン類)に配置を表示するエレベーターその他昇降機、便所又は駐車施設には文字とピクトグラムを併記します。また、エスカレーター、階段、非常口を表示する場合は文字とピクトグラムを併記します。

◆案内板の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。

◆接近して見ることが想定される案内板については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

*階段、エレベーターその他の昇降機、便所、エスカレーターに関する標識(位置サイン類)については各整備箇所を参照してください。

12. 券売機・乗車券等販売所及び案内所等

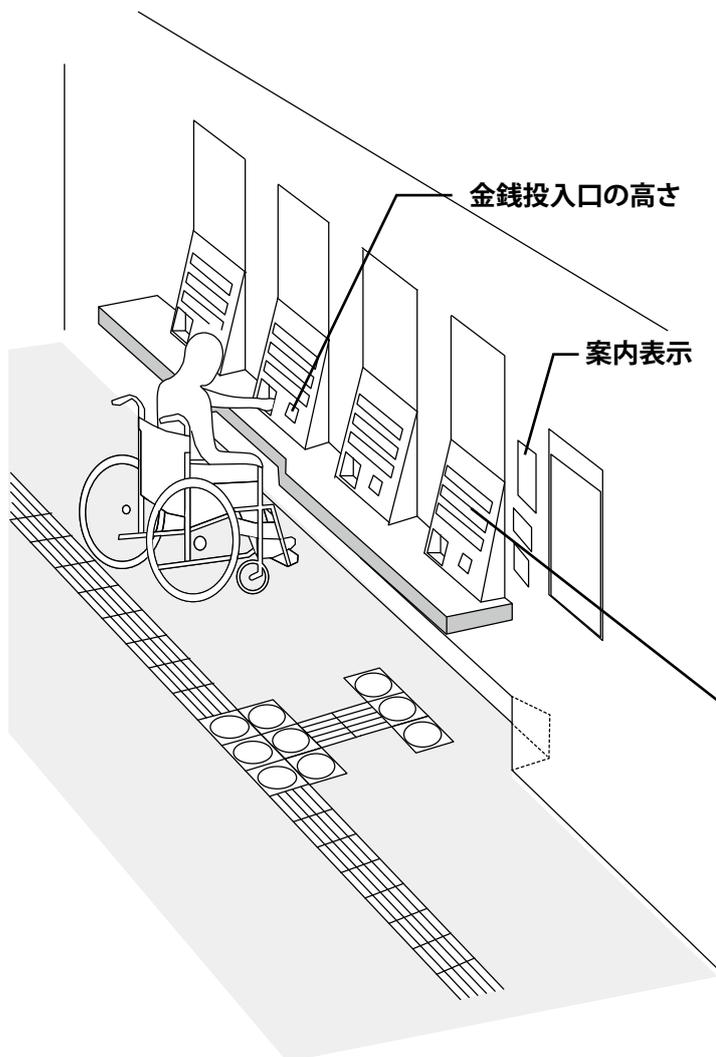
設計のポイント

- 高齢者、車椅子使用者が容易に利用できるよう、券売機の金銭投入口の高さに配慮する必要があります。
- 車椅子使用者が容易に券売機に接近できるように、けこみをとるなどの配慮が必要です。
- 券売機の操作性についてタッチパネル式は、視覚障がい者が利用できないためテンキーを設けるなどの対策が必要です。
- カウンターの高さや、けこみについて考慮する必要があります。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



その他

2. 乗車券等販売所

カウンターを設ける場合、1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とします。

聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を設けます。

3. 認知症の人にもやさしいデザイン

標識の文字や図記号の視認性などに配慮します。

1. 券売機の構造

1以上は、高齢者、障がい者等の円滑に利用することができる構造とします。

整備の対象 | □ 券売機、精算機、乗車券等販売所、待合所及び案内所を対象とします。

1. 券売機の構造

○乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造とします。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りではありません。

2. 乗車券等販売所

○乗車券等販売所や待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものとしてします。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りではありません。

○乗車券等販売所又は案内所(勤務者を置く場合)には、聴覚障がい者が文字により意思疎通を図るための設備を備えます。その場合、設備を保有している旨を表示します。

3. 認知症の人にもやさしいデザイン

[案内表示]

◆料金等の案内表示については、図及び文字と背景との色の明度の差を確保することが望まれます。

◆案内表示内の文字の大きさは、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとするのが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

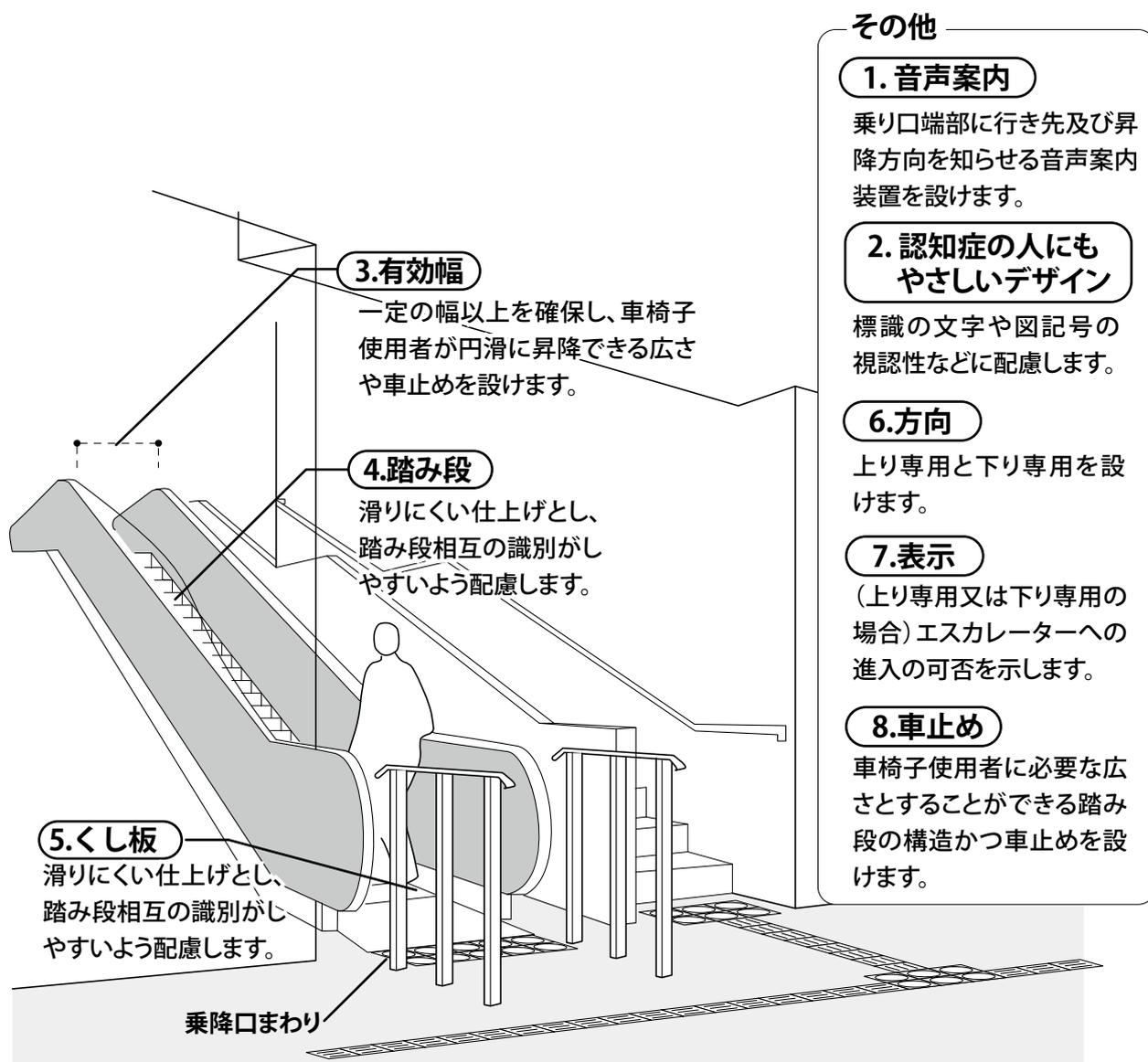
13. エスカレーター

- 設計のポイント**
- 高齢者等の利用を想定し、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要があります。
 - 認知症の人に配慮し、標識や設備等の視認性を高めることが望まれます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照



整備の対象 | エスカレーターを対象とします。

留意事項 | 誘導基準では、認知症の人に配慮した標識の整備を求めています。

[エスカレーター全般]

1. 音声案内

- エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けます。

2. 認知症の人にもやさしいデザイン

[誘/エスカレーター]

[表示]

- ♥エスカレーターがある旨を示す標識(位置サイン類)を設ける場合は、文字とピクトグラムを併記します。
- ♥標識内の図及び文字と背景との明度の差を確保します。
- ◆標識の文字は、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとすることが望まれます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

[手すり]

- ◆手すりの視認性を高めるよう、手すりと設置面との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、標識の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

3. 有効幅

[移動等円滑化された経路を構成するエスカレーター]

- 有効幅は、80cm以上とします。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとします。

4. 踏み段

- 踏み段の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものとします。
- 昇降口において、3枚以上の踏み段を同一平面上に設けます。
- 踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により踏み段相互の境界を容易に識別できるものとします。

5. くし板

- くし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとします。
- くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できるものとします。

6. 方向

- 上り専用のもので下り専用のをそれぞれ設置します。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りではありません。

7. 表示

- エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否を示します。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りではありません。

8. 車止め

- 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造で、かつ車止めを設けます。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとします。

14. 休憩設備等

設計のポイント

- 旅客の移動を妨げないように配慮します。
- 認知症の人に配慮し、設備等の視認性を高めることが望めます。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

※上記の他、「2.乳幼児設備」、「3.公衆電話」については、福岡市が定める整備基準に適合する必要があります。

整備項目と整備内容の概要

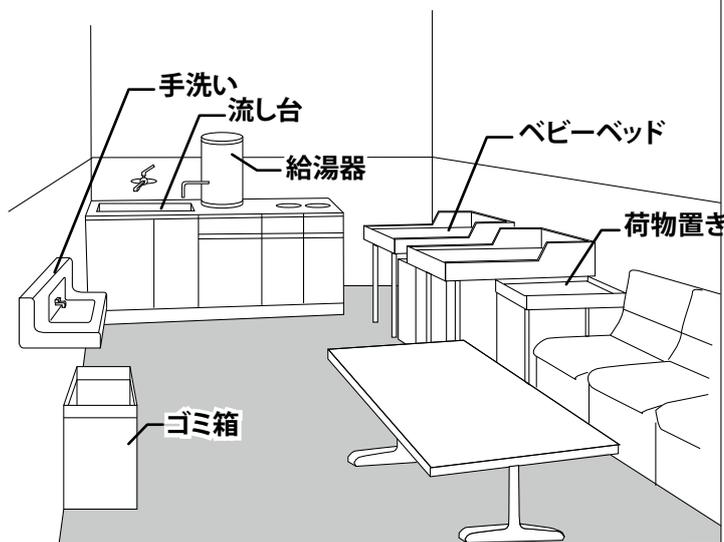
※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

1. 休憩設備

高齢者、障がい者等の休憩設備を設けます。

2. 授乳スペース

必要に応じて、授乳できるスペースを設けます。



3. 公衆電話



その他

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

設備の視認性に配慮します。

整備の対象 | 休憩設備等を対象とします。

1. 休憩設備

- 高齢者、障がい者等の休憩設備を1以上設けます。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りではありません。

*「休憩設備」とは、ベンチ等や待合室のことです。

2. 授乳スペース

[整/2]

- 必要に応じて授乳できるスペースを設けるとともに、出入口付近にその旨を表示した標識を掲示します。

注) 授乳スペースについては、設計編[建築物]「14.授乳スペース」の項(P175)を参照してください。

*「授乳できるスペース」とは、授乳・搾乳、おむつ替えをするためのものです。

3. 公衆電話

[整/3]

注) 公衆電話については、設計編[建築物]「17.公衆電話」の項(P191)を参照してください。

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

[休憩設備]

- ◆認知症の人でも空間認識しやすいよう、ベンチ等の家具と設置する床との色の明度の差を確保することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。

災害時の避難行動に支援が必要な人への支援

避難行動要支援者とは、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する次のような人です(施設入所者を除きます)。

- ① 移動が困難な人
- ② 日常生活上、介助が必要な人
- ③ 情報を入手したり、発信したりすることが困難な人
- ④ 精神的に著しく不安定な状態をきたす人

災害時の安否確認や避難支援、日頃の見守り活動などに役立てていただくため、避難行動要支援者ご本人の同意を得て、地域の避難支援等関係者(校区・地区自治協議会等、校区・地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員)に、避難行動要支援者名簿を提供しています。

■安否の確認と情報伝達、避難誘導等

避難支援等関係者による避難支援等は、避難支援等関係者ご本人とその家族の安全が確保された上で、可能な範囲で行われるもので、法的責任や義務を負うものではありません。

情報伝達

- 簡潔でわかりやすい言葉を使いましょう。



- 口頭で伝えるだけでなく、文字も活用しましょう。



- 耳の不自由な人や高齢者、外国人に対しては、大きな声で、ゆっくり、はっきり話しましょう。



- 文字による伝達は、大きくわかりやすい字で、外国人や子どもなどにも伝わるよう、ひらがなを多く使うなど配慮しましょう。



- 重要な情報は、可能な状況のときは一軒ずつ住宅を回るなどして確実に伝えていきましょう。



- 数字に関する情報は、誤解などを生む危険性があるので、特に注意しましょう。



© 東京法規出版

出典:「避難行動要支援者支援ハンドブック」(福岡市)

15. 個別の施設

- 設計のポイント**
- バスターミナルは、バス車両に円滑に乗降できるよう配慮することが必要です。
 - 旅客船ターミナルは、旅客船に乗降できるとともに、栈橋や岸壁、タラップなどにおいて安全かつ円滑に移動できるよう配慮することが必要です。
 - 航空旅客ターミナルは、保安検査場の通路や航空旅客搭乗橋、航空旅客搭乗改札口において円滑に通行できるよう配慮することが必要です。

※「公共交通移動等円滑化基準」に適合する必要があります。基準の内容や解説は、最新の「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」で確認してください。

整備項目と整備内容の概要

※詳細は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を参照

バスターミナル

1. 乗降場

バス車両に円滑に乗降できる構造とします。

2. 仕上げ

床の表面は滑りにくい仕上げとします。

3. 進入防止装置

柵、点状ブロックなどの設備を設けます。

その他

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

標識の文字や図記号の視認性などに配慮します。

旅客船ターミナル

1. 乗降用設備

一定の幅を確保します。

2. 栈橋・岸壁と連絡橋

床の表面は滑りにくい仕上とし、段を設けないなどの配慮を行います。

3. タラップ

床の表面は滑りにくい仕上とし、一定の幅を確保するなどの配慮を行います。

4. ボーディングブリッジ

床の表面は滑りにくい仕上とし、一定の幅を確保するなどの配慮を行います。

航空旅客ターミナル

1. 航空旅客保安検査場の通路

門型金属探知機による検査を受けることができない者のための通路を設けるなどの配慮を行います。

2. 航空旅客搭乗橋

一定の幅を確保し、一定のこう配とするなどの配慮を行います。

3. 航空旅客搭乗改札口

一定の幅を確保します。

整備の対象 | □バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを対象とします。

バスターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心してバスへ円滑に乗降できる構造となるよう配慮が必要です。

乗降場

1. 乗降場

- 乗降場は車椅子使用者がバス車両に円滑に乗降できる構造のものとしします。

2. 仕上げ

- 乗降場の床の表面は、滑りにくい仕上げとします。

3. 進入防止装置

- 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(バス車両用場所)に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設けます。

4. 認知症の人にもやさしいデザイン

[運行情報の案内]

- ◆案内標示内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望まれます。

[案内表示]

- ◆時刻表内の図及び文字と背景との明度の差を確保することが望まれます。
- ◆時刻表内の文字の大きさは、認知症の人や高齢者に配慮した大きさとするのが望まれます。
- ◆接近して見ることが想定される標識については、認知症の人、高齢者、車椅子の利用者等が見やすい高さ(1.2m～1.3m程度)に標識を設置することが望まれます。

*「明度の差」については、隣接する壁等においてマンセル値の明度の差が3以上とすることが望まれます。ただし、案内標示や時刻表の「文字や図」と「背景」の色については、明度の差が6以上あることが望まれます。

旅客船ターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心して移動等ができる構造となるよう配慮が必要です。

(1) 乗降用設備

1. 乗船ゲートの幅

- 車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅は90cm以上とします。

(2) 棧橋・岸壁と連絡橋

- | | |
|------------------|--|
| 1. 床 | ○棧橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとします。 |
| 2. 段 | ○車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとしします。
○段を設けないものとしします。
○連絡橋と浮棧橋の間の摺動部(棧橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。)に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。 |
| 3. 手すり | ○連絡橋等の乗降用設備には、手すりを設置します。 |
| 4. 視覚障がい者誘導用ブロック | ○通路その他これに類するもの(以下「通路等」という。)であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
ただし、視覚障がい者の誘導を行うものが常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。
○連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しないことができます。 |
| 5. 転落防止設備 | ○視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。 |

(3) タラップ

- | | |
|--------|--|
| 1. 表面 | ○滑りにくい仕上げとします。 |
| 2. 幅 | ○有効幅は90cm以上とします。 |
| 3. 段 | ○車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとしします。
○段を設けません。
○棧橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門(船舶)の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。 |
| 4. 手すり | ○タラップには、手すりを設置します。 |

5. 視覚障がい者誘導用ブロック

- 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。
- 連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については敷設しないことができます。

6. 転落防止設備

- 視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。

(4) ボーディングブリッジ

1. 床の表面

- ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとします。

2. 幅

- 乗降口及び通路の有効幅は90cm以上とします。

3. 段

- 車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものとします。
- 段を設けません。
- 棧橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門(船舶)の間の摺動部に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ(補助板)等を設置します。

4. 手すり

- ボーディングブリッジには、手すりを設けます。

5. 視覚障がい者誘導用ブロック

- 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設します。
ただし、視覚障がい者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りではありません。

6. 転落防止設備

- 視覚障がい者が水面等へ転落するおそれがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障がい者の水面への転落を防止するための設備を設けます。

航空旅客ターミナル

基本的な考え方

高齢者、障がい者等を含むすべての人が安全に安心して移動等ができる構造となるよう配慮が必要です。

(1) 航空旅客保安 検査場の通路

1. 保安検査場の 通路

○門型の金属探知機を設置して検査を行う場合は、当該保安検査場内に、車椅子利用者その他の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路を別に設けます。

2. 通路の幅

○車椅子利用者その他の者が通行する通路の有効幅は90 cm以上とします。

3. 保安検査場における聴覚障がい者の案内

○筆談用のメモなどを準備し、聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮します。

○この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障がい者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮します。

(2) 航空旅客 搭乗橋

1. 幅

○有効幅は90 cm以上とします。

2. こう配

○渡り板部分を除き、1/12 以下とします。

○滑りにくい仕上げとします。

3. 手すり

○可動部分等を除き、手すりを設置します。

○伸縮部の渡り板部分には手すりを設置します。

4. 視覚障がい者誘導用ブロック

○旅客搭乗橋については、視覚障がい者誘導用ブロックを敷設しないことができます。

5. 渡り板

○旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子利用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子利用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えます。

(3) 航空旅客搭乗 改札口

1. 幅

○各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80 cm以上とします。

○:整備基準 ♥:誘導基準 ◇:標準的な整備内容 ◆:望ましい整備内容 *:語句の解説等

